

第1章 計画策定の趣旨

我が国は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の下、高い水準の平均寿命や保健医療を達成してきました。

しかし、急速な少子高齢化の進展や経済の成長の鈍化など大きな環境変化に直面しており、将来にわたり国民皆保険制度を維持していくためには、効率的な医療提供体制の確保とともに、医療費の適正化を図っていく必要があります。

このための仕組みとして、国においては社会保障制度改革の取組の中で平成18（2006）年6月に医療制度改革関連法が制定され、これに続き、平成20（2008）年4月に施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づき医療費適正化の取組を進めていくこととされました。本県においてもこの動きに呼応して、「第1期奈良県医療費適正化計画（平成20～24（2008～2012）年度）」、「第2期奈良県医療費適正化計画（平成25～29（2013～2017）年度）」を策定し、各般の取組を進めてきたところです。

今般、新たに「第3期奈良県医療費適正化計画（平成30～35（2018～2023）年度）」を策定するに当たっては、平成30（2018）年4月から国民健康保険が都道府県単位化され、県が国民健康保険の保険者として参画し、地域の医療提供体制に係る責任の主体と保険料水準に関わる財政運営の責任の主体を兼ねることに留意する必要があります。すなわち、県が県民にとっての受益と負担の結節点となるため、県民負担の抑制に向けた取組を強化する必要が生じます。

こうした県民負担の抑制の考え方は、国民健康保険にとどまらず、県民医療全体を対象とすべきものであり、このため、本計画においては、これまでの医療費見通しの推計にとどまらず目標とする医療費を明確に定めることとしました。本計画の計画期間においては、医療機関や市町村など広く関係者の理解と協力を得ながら、「奈良県地域医療構想」の推進をはじめ本計画のうち主として「医療の効率的な提供の推進」として位置付けられた各取組を着実に進め、その進捗状況や医療費に関する様々な情報の「見える化」を進めつつ、目標の達成を目指してまいります。

本計画のうち「県民の健康の保持の推進」に関する取組は、直接医療費適正化に資するとは限りませんが、県民の健康の保持を伴わない医療費適正化の取組が信認を得られるものではなく、健康寿命日本一を目指す本県としても欠かせない取組と考えます。また、県民負担抑制の観点からは、医療費のみが適正化されても意義は乏しく、介護給付の適正化も視野に入れる必要があります。

本計画は、こうした考え方に立って、これらの医療費適正化に関連する取組をも一体として組み入れることとしています。